

自社株と非公開会社の経営

資本戦略研究所

本資料は、概略の方向性について、お示ししたものであり、実行に際しましては、必ず、顧問税理士さん等の専門家にご確認をお願いいたします。

□会社の経営基盤の根幹は自社株である

①経営権の確保と安定化

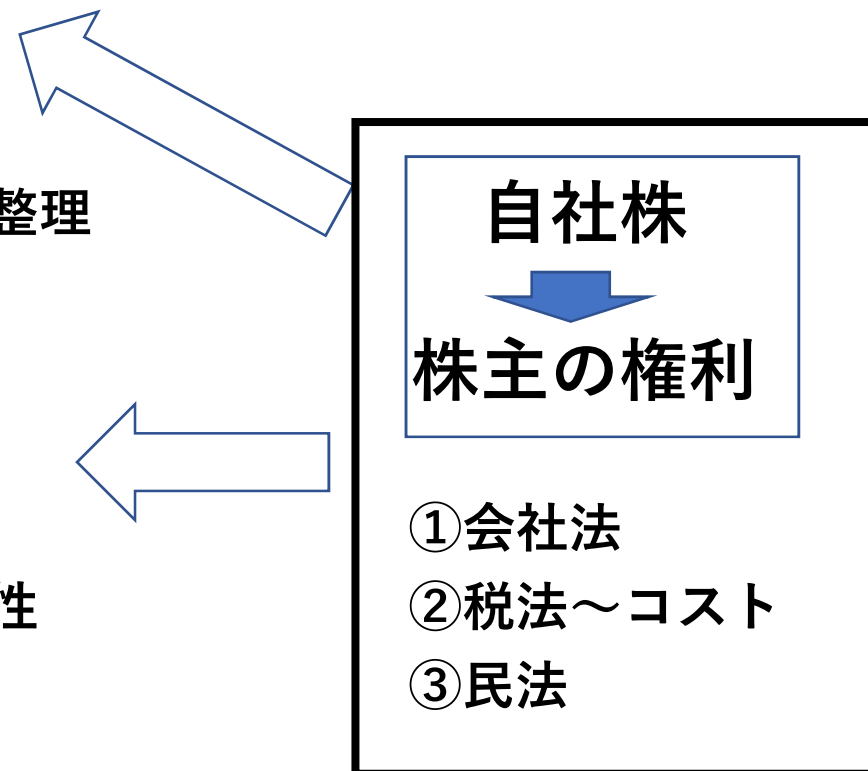
- ・最低でも、議決権の過半数確保
⇒取締役の選解任権の確保
- ・2 / 3 以上の議決権を確保
- ・問題株主になる可能性がある株主の早期整理

②資金管理～非経常的、想定外の資金流出防止

- ・自社株承継に係る相続税・贈与税負担
- ・分散株式の買取請求
- ・遺留分侵害額請求～自社株承継の不平等性

③情報管理～重要情報の流出防止

- ・問題株主の閲覧請求権



本資料は、概略の方向性について、お示ししたものであり、実行に際しましては、必ず、顧問税理士さん等の専門家にご確認をお願いいたします。

□ 会社法の制定経緯～平成17年に制定、18年施行

旧商法の内、株式会社、合名会社、合資会社 + 有限会社法 = 会社法

会社法	株式会社	非公開会社 (株式譲渡制限会社)	取締役会(非)設置会社 ～有限会社に類似
		100%譲渡制限あり	取締役会設置会社
		公開会社 (非上場会社もあり) 一部又は100%譲渡制限なし	取締役会設置会社
	持分会社	合名会社	全員、無限責任社員
		合資会社	無限責任社員,有限責任社員
		合同会社 (新設)	全員、有限責任社員

(注) 特例有限会社～有限会社の称号を使用する株式会社≡取締役会非設置会社

本資料は、概略の方向性について、お示ししたものであり、実行に際しましては、必ず、顧問税理士さん等の専門家にご確認をお願いいたします。

□非公開会社の機関設計

中小会社	取締役
	取締役 + 監査役
	取締役会 + 監査役
	取締役会 + 会計参与
	取締役会 + 監査役会
大会社	取締役会 + 監査役 + 会計監査人
	取締役 + 3委員会 + 会計監査人
	取締役会 + 監査役 + 会計監査人
	取締役会 + 監査役 + 会計監査人
	取締役会 + 3委員会 + 会計監査人

◇ (旧) 有限会社法

取締役	1名以上
取締役会	任意
監査役	任意
任期	なし

(注) **大会社**～資本金5億円以上または負債200億円以上。会社法監査対象。

(注) 会計参与～取締役と共同して計算書類等作成、取締役会で報告

(注) 3委員会～指名委員会、監査委員会、報酬委員会

本資料は、概略の方向性について、お示ししたものであり、実行に際しましては、必ず、顧問税理士さん等の専門家にご確認をお願いいたします。

□A社の事例

業種	電気機械器具製造業
資本金・株数	10百万円 20千株
会社規模	大会社
売上	20億円
申告所得	1億円
簿価純資産	10億円
配当	無配
土地含み益	3億円（路線価ベース）
	4億円（時価ベース）
社長報酬	24百万円（年間）
社長役員勤続	30年

◇A社のB/S

（百万円）

（資産）		（負債）	
土地	100	買掛他	1,500
（路線価評価）	(400)	（純資産）	
（時価評価）	(500)	資本金	10
その他	2,400	剰余金	990
		合計	1,000
総資産	2,500	総資産	2,500

本資料は、概略の方向性について、お示ししたものであり、実行に際しましては、必ず、顧問税理士さん等の専門家にご確認をお願いいたします。

□純資産価額の種類

(1) 純資産価額 ～相続税法上の評価（相続・贈与税、個人間売買に適用）

- ・ 解散したとみなして、解散価値で評価
- ・ 資産の評価は、財産評価通達による 土地等は路線価で評価
- ・ 解散時に含み益に課税される法人税37%を控除,

$$\frac{\begin{array}{l} 10億円 \\ \text{簿価純資産} + \text{含み益} \end{array} \times (1 - 0.37)}{\begin{array}{l} 3億円 \\ \text{発行株式数} \\ 20千株 \end{array}} = 59,450円$$

(2) 時価純資産価額 ～法人税法上の評価（法人への売却に適用）

- ・ 企業は永続する前提なので、含み益に対する法人税の控除はなし
- ・ 資産の評価は、時価による 土地等は路線価÷0.8で評価

$$\frac{\begin{array}{l} 10億円 \\ \text{簿価純資産} + \text{含み益 (時価)} \end{array}}{\begin{array}{l} 4億円 \\ \text{発行株式数} \\ 20千株 \end{array}} = 70,000円$$

本資料は、概略の方向性について、お示ししたものであり、実行に際しましては、必ず、顧問税理士さん等の専門家にご確認をお願いいたします。

□類似業種比準価額の算出

◇額面50円での比較の準備

発行株式数	20千株
額面50円での発行株式数	200千株

◇1株当たりの配当,利益,純資産

配当	0
利益	500円
純資産	5,000円

(注) **上段**に記載

◇国税庁のHPから**下段**に、配当,利益,純資産を転記

平均 株価	×	配当	+	利益	+	純資産	×	斟酌率	×	500円	=	27,623円
337円		0		500		5000		0.7		500円		
		4.8		32		256				50円		
		3		3		3						
		倍率		倍率		倍率						
		0		15.62		19.53						
		3		3		3						
								11.71倍				

大	0.7
中	0.6
小	0.5

本資料は、概略の方向性について、お示ししたものであり、実行に際しましては、必ず、顧問税理士さん等の専門家にご確認をお願いいたします。

◇株価の評価と適用

類似業種比準価額	27,623円
(簿価) 純資産価額	50,000円
純資産価額	59,450円
(時価) 純資産価額	70,000円

◇会社規模と組合せ

	大	中-大	中-中	中-小	小
(類)	1.0	0.9	0.75	0.6	0.5
(純)	-	0.1	0.25	0.4	0.5

(注) (純) が低い場合 (純)

① 相続・贈与、個人間売買に適用する株価

相続税法上の株価 (大会社)

(類) × 100%

27,623円

② 法人への売却に適用する株価

法人税法上の株価 (小会社)

イ.時価 (純)

70,000円

または

ロ.時価 (純) × 0.5 + (類) × 0.5

48,812円

本資料は、概略の方向性について、お示ししたものであり、実行に際しましては、必ず、顧問税理士さん等の専門家にご確認をお願いいたします。

◇株主構成と持株評価

(百万円)

	適用株価		個人間移動	法人への売却	
			相続税法	法人税法	
			27,623円	48,812円	70,000円
株主	持株数	比率	持株評価	持株評価	持株評価
社長	9,000	45%	249	439	630
長男 (後継者)	3,000	15%	83	146	210
次男	1,000	5%	28	49	70
社長の弟	6,000	30%	166	293	420
社員	1,000	5%	0.25	0.25	0.25
合計	20,000	100%	525	928	1,330

(注) 社員の株価評価～非同族株主なので、配当還元価額

無配⇒500円×50%=250円 (Min)

本資料は、概略の方向性について、お示ししたものであり、実行に際しましては、必ず、顧問税理士さん等の専門家にご確認をお願いいたします。

□社長を辞めずに、退職金相当以上のキャッシュを手に入れる

◇退職金の支給条件と算定とコスト

- ・ 支給条件
 - ・ 代表取締役社長を辞めて、後継者に実質的に権限移譲
 - ・ 報酬の減額
 - ・ 株主総会での承認
- ・ 退職金の算定
最終月額報酬 × 役員勤続年数 × 功績倍率
= 2百万円 × 30年 × 3倍 = 180百万円
- ・ 課税対象
退職控除 $8\text{百万円} + 0.7 \times (30\text{年} - 20\text{年}) = 15\text{百万円}$
 $(180 - 15) \times 0.5 = 82.5\text{百万円}$
- ・ 所得税等
 $82.5 \times 55.945\% - 4.8 \div 41.3\text{百万円}$ (実効税率22.9%)
(注) 所得税率は累進

本資料は、概略の方向性について、お示ししたものであり、実行に際しましては、必ず、顧問税理士さん等の専門家にご確認をお願いいたします。

◇社長を辞めずに退職金相当のキャッシュを手に入れる方法～その（１）

- ・ 前提条件
後継者が支配権を有する会社（B社）を準備
～仕入、不動産管理等の会社を新設、
～既存の関係会社の株主を後継者に変更

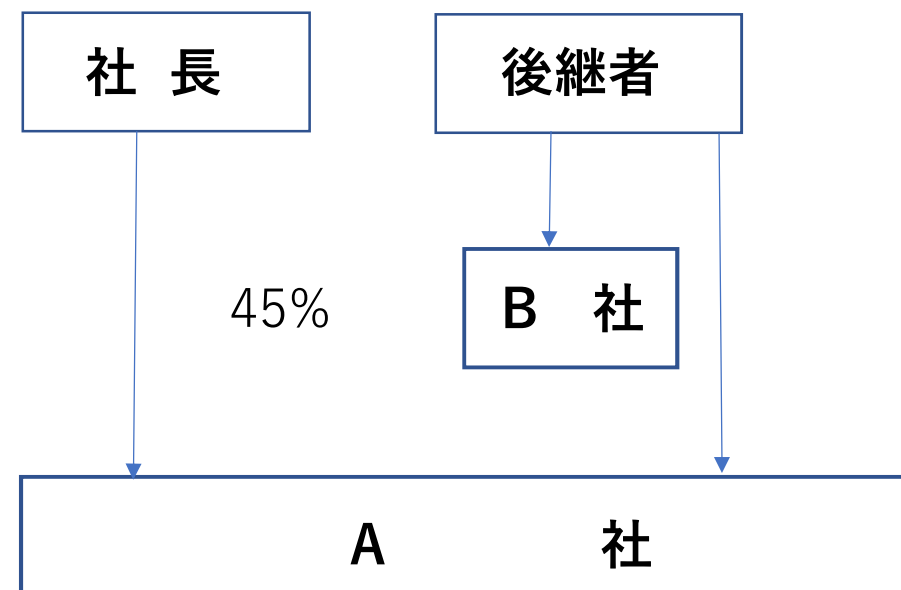
◇方法

①社長の持株を後継者個人に売却

相続税法の株価 27,623円

②社長の持株をB社に売却

法人税法の株価
48,812円 又は 70,000円



本資料は、概略の方向性について、お示ししたものであり、実行に際しましては、必ず、顧問税理士さん等の専門家にご確認をお願いいたします。

□持株売却先とコスト

<条件> 社長様の持株を100%売却する

(百万円)

売却先	売却代金	課税対象 取得費5%	譲渡所得税 20.315%	実効税率
後継者個人	249	236.6	48	19.3%
後継者の会社	439	417.05	85	19.3%
	630	598.5	122	19.3%

(注) 譲渡所得税は一定税率

本資料は、概略の方向性について、お示したものであり、実行に際しましては、必ず、顧問税理士さん等の専門家にご確認をお願いいたします。

□退職金支給と持株売却との比較

(事例に基づく)

	代表取締役 退任の要	時期	金額上限	実効税率	承認機関
退職金支給	必要	代表取締役 退任後 高齢ケース大	最終月額報酬 役員勤続年数 功績倍率	22.9% 分離課税	株主総会
持株売却	不要	いつでも可	株価の上限	19.3% 分離課税	取締役会 取締役会なし ⇒代表,株主総会

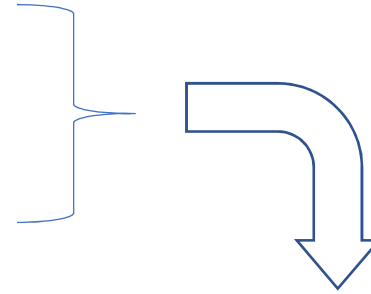
	自社株承継	損金対象
退職金支給	承継にはならない	対象
持株売却	直接,間接に後継者 に承継が可能	対象外

本資料は、概略の方向性について、お示ししたものであり、実行に際しましては、必ず、顧問税理士さん等の専門家にご確認をお願いいたします。

□後継者の資金負担なしに、自社株を後継者に移動する

①後継者が持株を買取るケース

②後継者が社長から贈与されるケース



後継者の持株を後継者の会社に
法人税法上の株価で売却し
売却代金を買取資金、贈与税に充当

非公開会社の株式であっても、受け皿会社があれば、換金ができる

(注) 自社で自己株式として買取る《場合は、原則、配当所得になる

本資料は、概略の方向性について、お示ししたものであり、実行に際しましては、必ず、顧問税理士さん等の専門家にご確認をお願いいたします。

□経営権を失うことなく、自社株を後継者に承継する方法～その1

<方法>

①株主総会の特殊決議により、社長の持株数に関わりなく、
2 / 3 の議決権を付与する

②社長に1株を残し、その他は後継者に直接・間接に売却する

非公開会社の場合、株主総会の特殊決議により、株主の人的属性に基づき、
下記の事項について、異なる取り扱いができる。

①議決権、②剰余金の配当、③残余財産の分配

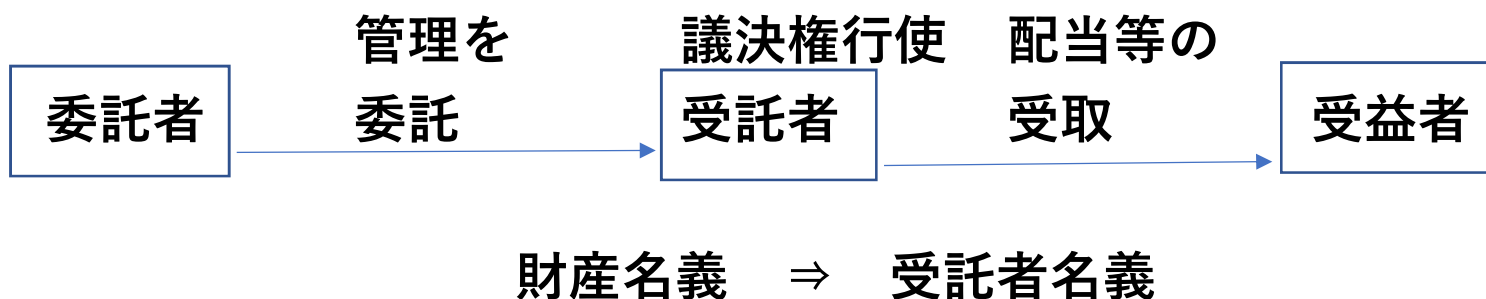
人的属性として権利を付与するので、相続により、権利は自動的に消滅

本資料は、概略の方向性について、お示ししたものであり、実行に際しましては、
必ず、顧問税理士さん等の専門家にご確認をお願いいたします。

□ 経営権を失うことなく、自社株を後継者に承継する方法～その2

◇ 信託のしくみを活用

信託契約により、議決権と財産権を切り離すことができる



◇ 自己信託の活用

自己信託 ⇒

委託者 = 受託者

受益権（財産権）を後継者に移動

自社株は、社長名義（受託者名義）と変わらず、受益権（財産権）を後継者に移動し、相続により、信託契約終了し、名義も移る

本資料は、概略の方向性について、お示ししたものであり、実行に際しましては、必ず、顧問税理士さん等の専門家にご確認をお願いいたします。